

(参 考) 補 助 さ れ る 保 育 料 の 額

区 分		第1子、第2子の場合			第3子以降の場合
		小学校1～3年生に兄・姉がいない場合		小学校1～3年生に 兄・姉がいる場合	
		幼稚園に通っている子で 1番年上の子 (または、1人のみ通っ ている場合)	幼稚園に通っている子で 2番目の子 (または、兄・姉が保育 園等である場合)	幼稚園に通っている子	
A	生活保護世帯	229,200円	240,000円 (268,000円)	240,000円 (249,000円)	保育料が全額 補助されます
B	町民税が非課税となる世帯又は町民 税の所得割が非課税となる世帯	199,200円	240,000円 (253,000円)	226,000円	
C	町民税の所得割課税額が77,100円 以下となる世帯	115,200円	211,000円	163,000円	
D	町民税の所得割課税額が211,200 円以下となる世帯	62,200円	185,000円	114,000円	
E	町民税の所得割課税額が211,201 円以上となる世帯	6,000円	120,000円	6,000円	

※ 補助額は、保育料月額によって若干異なります。この表は、保育料月額20,000円の場合です。()内は、入園料の支払がある場合です。

※ 兄や姉が保育園等(認可保育園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に通園又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合)

- 例①課税区分C 太郎(小学校5年生) 【次郎(5歳幼稚園)】 【三郎(3歳幼稚園)】 ⇒ 次郎115,200円、三郎(全額補助)
(小学校1～3年生に兄・姉がいない場合)
- 例②課税区分D 花子(小学校2年生) 【草子(4歳幼稚園)】 ⇒ 草子114,000円
(小学校1～3年生に兄・姉がいる場合)
- 例③課税区分B【右京(5歳幼稚園)】 【左京(4歳幼稚園)】 【宮子(3歳幼稚園)】 ⇒ 右京199,200円、左京240,000円、宮子(全額補助)
(第1～3子まで幼稚園に通っている場合)
- 例④課税区分E 光一(5歳保育園等) 【了子(3歳幼稚園)】 ⇒ 了子120,000円
(兄が、保育園等に通っている場合)